

第八十一号議案

東京都靈園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

東京都靈園条例の一部を改正する条例

東京都靈園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
 第二十四条第一項中「二千五百三十七円」を「二千六百六十七円」に改める。

別表第二中「二百九十七万円」を「三百二十万円」に、「百七十六万一千円」を「百七十八万七千円」に、「三百二万五千円」を「二百十四万四千円」に、「百六十二万三千円」を「百六十四万五千円」に、「三十万五千円」を「三十万七千円」に、「八十四万四千円」を「八十三万六千円」に、「九十五万三千円」を「九十五万八千円」に、「二十三万六千円」を「二十四万二千円」に、「八十七万六千円」を「八十七万一千円」に、「三十二万二千円」を「三十二万一千円」に、「八十九万九千円」を「八十九万一千円」に、「百六十八万三千円」を「百六十八万四千円」に、「六十万八千円」を「六十一万一千円」に、「百五十六万七千円」を「百五十五万四千円」に、「八十九万五千円」を「九十四万円」に、「五十一万六千円」を「五十万円」に、「百五十五万二千円」を「百五十万一千円」に、「六万円」を「六万一千円」に、「十一万七千円」を「十三万一千円」に、「八万一千円」を「九万一千円」に、「十万六千円」を「十一万二千円」に、「九万一千円」を「十万五千円」に、「十二万六千円」を「十三万五千円」に、「十八万七千円」を「二十万円」に、「三十万一千円」を「十九万三千円」に、「十六万一千円」を「十六万二千円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改める。

提出者 東京都知事 小池百合子

別表第三中「七百五十円」を「八百十円」に、「九百三十円」を「千四十円」に、「二千九百二十円」を「三千三百五十円」に、「五千二十円」を「五千五百七十円」に改める。

別表第四中「千八百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千四百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(提案理由)
使用料等の上限額及び手数料の額を改定する必要がある。